別記様式第２（第25条関係）

（表）

氏　名　　個人番号
住　所　　カード

年　月　日生
性別　　年　月　日まで有効
住所地市町村長名

写
真

（裏）

個人番号
氏　名

図形

年　月　日生

備考１　大きさは、縦53.92㎜以上54.03㎜以下、横85.47㎜以上85.72㎜以下とする。
２　半導体集積回路を組み込む。
３　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名と併せて記載する。
４　表面には追記欄を設ける。
５　裏面中「図形」の部分については、総務大臣が定める技術的基準によるものとする。
６　その他、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

○経済産業省令第五十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第八条第一号及び第二号、第二十三条第一項並びに第二十七条の二第一項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十日　経済産業大臣　宮沢　洋一

一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第一条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「第七条第一項第六号」同条第二項第十八号、第七条の二第一項第十九号、第七条の三第一項第十号、同条第二項第二十七号、第八条第四項第五号、第十八条第二号ロ、第五十五条第一項第三号、同条第二項第一号及び第六十条第一項第十号において」を削る。

第七条の三第一項中「以下のものに」の下に「限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに」を加え、同項第四号中「圧縮水素の」を「圧縮水素及び液化水素の」に改め、「（圧縮水素」の下に「若しくは液化水素」を、「接続部を含む。」の下に「以下この号及び」を加え、「圧縮水素」を「これらの水素」に改め、「二以上」の下に「（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）」を加え、同項第十号中「圧縮水素スタンドの」を削り、「場合にあつては、」を「可燃性ガス（液化水素を除く。）の通る部分にあつては二メートル」を加え、同項に次の一号を加える。

十五　ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造（次項第三十六号において「複合構造」という。）を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維をら旋状に巻き付ける方法をいう。次項第三十六号において同じ。）又はインプレーン巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を直線状に巻き付ける方法をいう。同号において同じ。）により、樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（同号において「フルラップ構造」という。）であること。

ロ　その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するための措置を講ずること。

第七条の三第二項中「が圧縮水素スタンド」の下に「（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「第五号から」を「第六号から第十四号まで、第十六号から」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の二　可燃性ガスの貯槽（液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）は、その外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽に対し、一メートル又は当該貯槽及び他の可燃性ガス若しくは酸素の貯槽の最大直径の四分の一のいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、防火上及び消火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

一の三　高圧ガス設備（配管、ポンプ、圧縮機及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽（液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び第一号で準用する第八条第一項第十六号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。

第七条の三第二項第二号中「圧縮水素スタンドの」を削り、「場合」を「可燃性ガスの通る部分」に改め、同項第二号の二に次のただし書きを加える。

ただし、冷凍保安規則第七条第一項第一号の基準に適合する冷凍設備のうち、不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）によつて冷却するものを含む。）は、この限りではない。